

公益社団法人埼玉県農林公社
設計委託最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人埼玉県農林公社が発注する設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- 二 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（公益社団法人埼玉県農林公社業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱における落札候補者を含む。）をいう。
- 三 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 四 下限値 第4条第1項第一号のただし書き及び同条第二号における3分の2をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、競争入札を実施する設計委託とする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の108を乗じた額とする。
ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。
- 二 理事長が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で理事長が定める値を乗じた額とする。
- 三 算出に当たっては、第一号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の108を乗じることとする。
また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予

定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の108を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の108を乗じた額とする。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の108分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定はくじによるものとする。

(要領の公表)

第8条 この要領は、公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年10月20日から施行する。

別表1 (第4第1項第一号関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	/
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注2 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。